

(2) 強制徴収の拡大及び徴収体制の強化

(到達目標)

- 強制徴収対象者の60万人への拡大及び徴収体制の抜本的な強化を図る。

(これまでの取組)

- 市町村から提供される所得情報をもとに、十分な負担能力がありながら納付義務を果たさないと認められる未納者を選定し、強制徴収を実施(平成16年度;約3万件)する一方、免除対象と認められる未納者に対しては、免除制度の周知を実施(平成16年10月)。

(今後の取組)

- 市町村からの所得情報を電子媒体により提供を受ける体制を整備するとともに、強制徴収のための要員の増強を図り、強制徴収の規模を段階的に拡充する。

【実施スケジュール】

- 平成17年度～ 所得情報の電子媒体での取得
強制徴収の対象を17万件に拡大
- 平成18年度～ 強制徴収の対象を35万件に拡大
(将来的には、要員の増強を図った上で、60万件に拡大)

(これまでの取組)

- 国民年金推進員の段階的な増員により保険料収納体制を強化。
(平成14年度;1,858人 → 平成17年度;3,108人)

(今後の取組)

- 全国一律の給与体系を改め、活動実績評価に基づく成果主義的な給与体系を導入【平成17年10月～】。
- さらに、勤務実績が優秀な者について、国民年金推進員の指導、管理を担う国民年金推進員スーパーバイザーとしての登用を検討【平成18年度～】。

(3) 保険料を納めやすい環境整備の推進

(到達目標)

- 保険料を納めやすい環境づくりを推進し、収納率の向上を図る。
 - ・ 口座振替率(平成16年度末:37%)を平成19年度までにクレジットカード払いを含め、50%に向上させる。

(これまでの取組)

- 若年層のニーズ等を踏まえ、コンビニ(平成16年2月)、インターネット及び携帯電話等(平成16年4月)を活用した保険料納付を可能とした。

(今後の取組)

- クレジットカードによる国民年金保険料の納付を導入【平成18年度中】。

(これまでの状況)

- 口座振替による前納は、4月から翌3月までの1年分の保険料、年度前半または年度後半の6ヶ月分の保険料を納付することが認められている。
- 種別変更により、第1号被保険者となる度に口座振替による納付の手続が必要。

(今後の取組)

- 年度途中において、口座振替による前納の申し出があった方については、年度途中から翌3月までの前納を可能とすることを検討。

【実施スケジュール】平成19年度 システム開発等
平成20年度 実施

- 併せて、口座振替により国民年金保険料を納付していた方が、第2号被保険者または第3号被保険者へ種別変更となり、再び第1号被保険者となった際に、自動的に口座振替を再開することとし、保険料納付手続の簡素化を図ることを検討。【実施スケジュール】平成19年度 システム開発等
平成20年度 実施
- 翌年度保険料額の確定時期に、前納の有利さのPRなど、口座振替の利用勧奨を徹底【平成18年2月～】。